



社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介します。

自宅死と孤独死の統計について

誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような悲惨な「孤独死(孤立死)」の事例が頻繁に報道されています。「孤独死」の確立した定義はなく、また全国的な統計も存在しませんが、少子高齢社会の医療・福祉を考える際に、先ずその実態を把握することが必要です。

◆東京都監察医務院の統計

東京都監察医務院は、東京 23 区内で発生したすべての不自然死(死因不明の急性死や事故死など。いわゆる「不審死」)の死因を究明するために、死体の検案及び解剖を行っており、またこの業務を通して死因等の統計を集計、公表しています。

この統計によれば、令和 4 (2022)年の検案数すなわち不審死は 1 万 6,276 件でした。平成 24(2012)年の検案数は 1 万 3,949 件でしたから、10 年で 2,327 件増加しました。また同院の別集計では、平成 24 年の「自宅での死亡者数(以下「自宅死」と言います。)」は 7,734 件でした(この集計は現段階で令和 2 (2020)年までしか公表されていません)。そして 65 歳以上の一人暮らしの案件は、平成 24 年の 2,733 件から令和 4 年には 4,868 件と約 1.8 倍に増加しています。これら全てが「孤独死」であったかは解りませんが、それを窺わせるものと言えます。

◆人口動態統計による「自宅死」

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、令和 4 年の全国の死亡数は 156 万 9,050 人で、うち自宅死は 27 万 3,265 人、率にすると 17.4%でした。平成 24 年の死亡数は 125 万 6,359 人で自宅死は 16 万 1,242 人、12.8% でしたから、この 10 年で死亡数は 31 万 2,691 人の増、自宅死は 11 万 2,023 人、4.6 ポイントの増でした。同統計の東京 23 区をみると、令和 4 年の全死亡数は 9 万 2,797 人で、うち自宅死は 2 万 3,844 人、率にして 25.7% でした。平成 24 年の死亡数は 7 万 4,657 人で自宅死は 1 万 3,079 人、17.5% でしたから、死亡数は 1 万 8,140 人の増、自宅死は 1 万 765 人、8.2 ポイント増加しまし

た。

自宅死の率の上昇については在宅医療・在宅介護の推進の結果であると前向きな評価がある一方、その 6 割前後(平成 24 年で 7,734 件÷ 1 万 3,079 件)が検案件数(不審死)であることをどのように理解するか、議論が必要です。

◆若者にも広がる孤独死

東京都監察医務院の統計について、自宅で「孤独死」した 10~30 代の若者が、平成 30 年~令和 2 年の 3 年間に東京 23 区で計 742 人確認され、うち約 4 割が死亡から発見までに 4 日以上を要していたとの報道もありました。孤独死のリスクは独居高齢者等に限らず若者にも広がっていることを示しています。

◆警察庁の全国統計

5 月 20 日に警察庁が「警察取扱死体のうち自宅において死亡した一人暮らしの者 ~令和 6 年第 1 四半期(1~3 月)分暫定値~」を公表しました。本年 1~3 月の警察取扱死体数 6 万 466 体のうち、一人暮らしの自宅死は 2 万 1,716 体(35.9%)、うち 65 歳以上は 1 万 7,034 体(暫定値)でした。全国データとして、今後の蓄積、分析が待たれます。

政府においては昨年「孤独・孤立対策推進法」を成立、本年 4 月に「孤独・孤立対策推進本部」を設置、6 月には「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(孤独・孤立対策重点計画)」を策定しました。この計画はもちろん死亡事例対策のみならず社会に広く存在する「孤独・孤立」への対応を目的としています。福祉・医療に携わる方々には積極的に対応していただきたいと思えます。

社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するお問合せ・ご質問はウェブサイトのお問合せフォームからお願い致します。

<https://iuvet.jp/service-line/magazine/>

(気まぐれ通信アーカイブ)

<https://iuvet.jp/contact/>

(お問合せ)

